



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推計においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと予測しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化の傾向にあり、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が少子化の進行に影響していることがうかがえます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の1つです。

本市においては、平成17年3月に、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたくても希望する保育所に入所できず、多くの待機児童が発生し、その解消が喫緊の課題となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、多くの課題が生じています。

こうした課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。その中で国においては、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立しました。「子ども・子育て支援新制度」では①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そこで、本市では、新たな法制度の下で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉を踏まえながら、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とした、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付けと期間

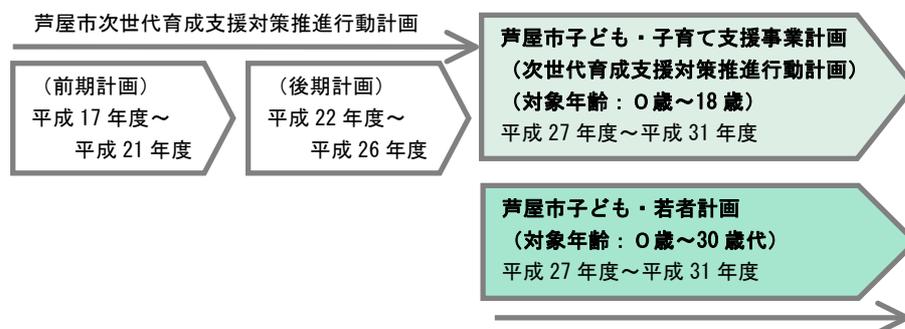
(1) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

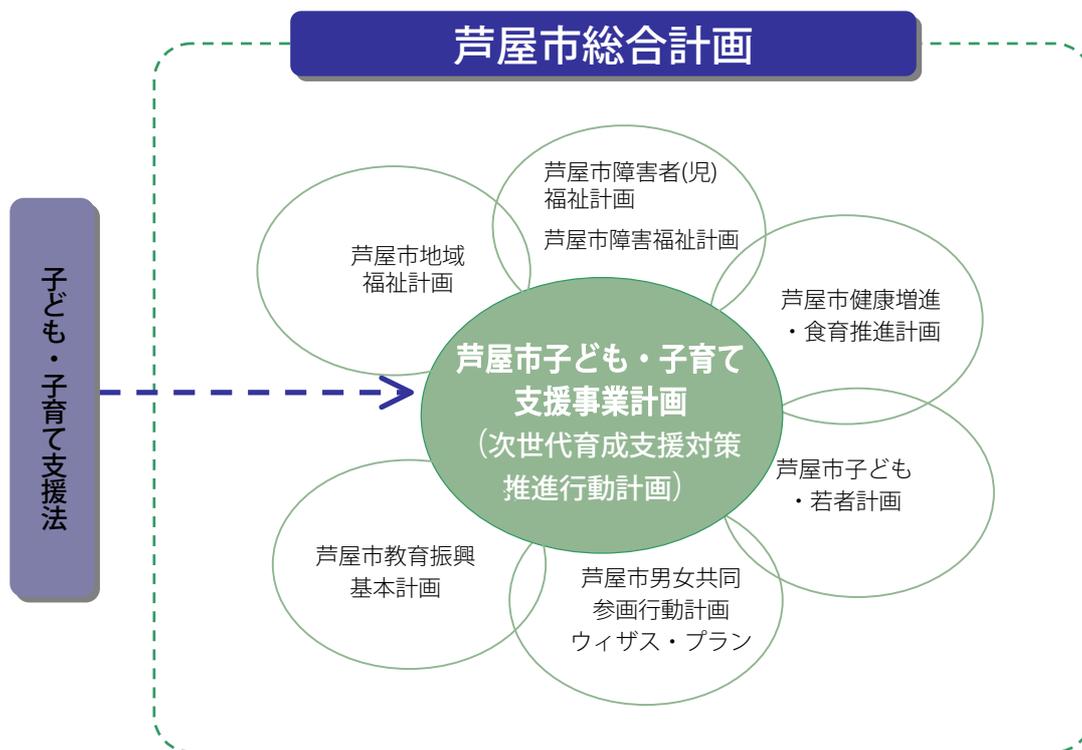
本計画は、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。

また、次世代育成支援対策推進行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、その考えや取組を包含して子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

【 次世代育成支援対策推進行動計画との関係 】



【 他計画との関係 】

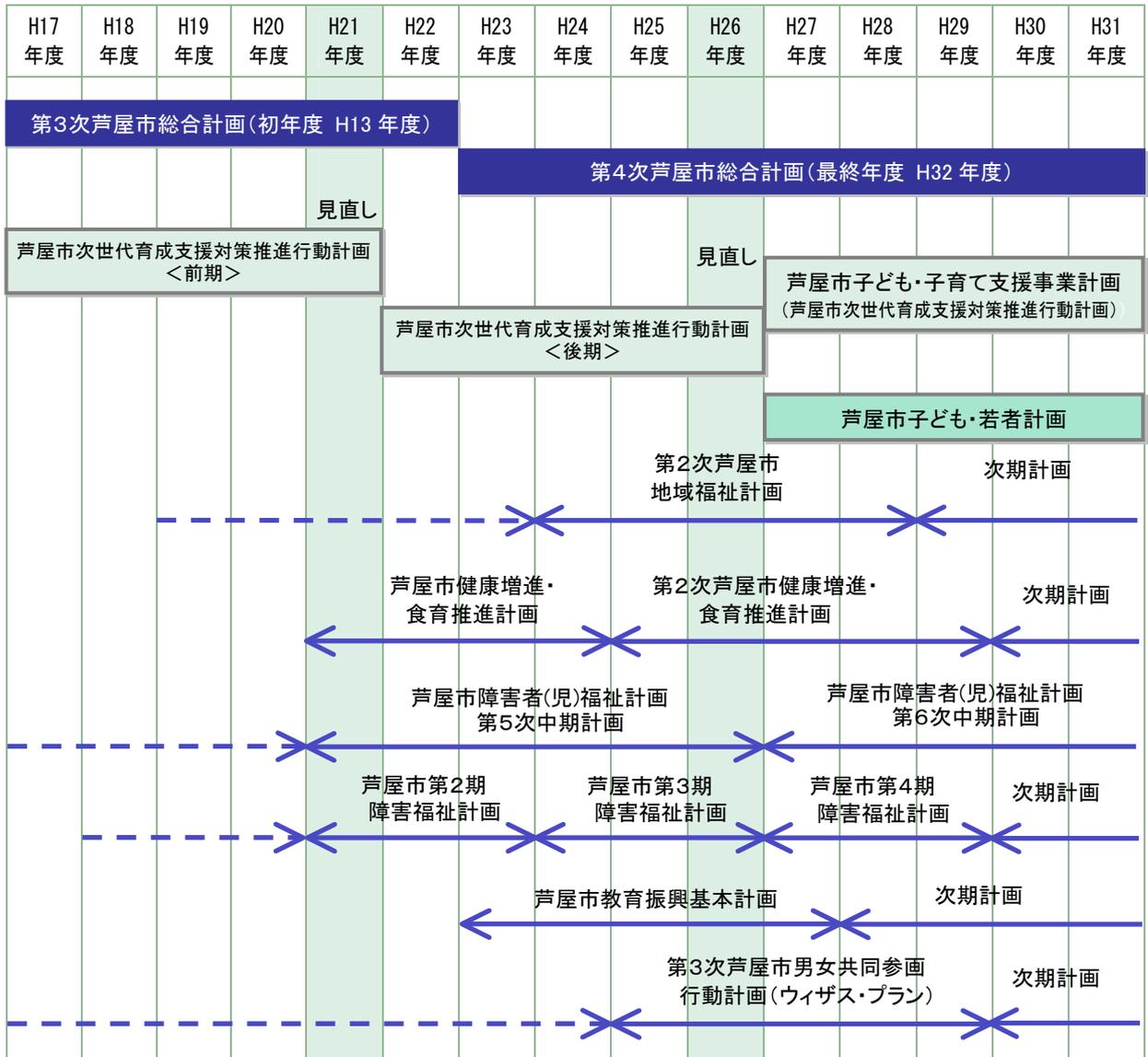




(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

【 (参考) 他計画の計画期間 】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3 計画の策定体制

(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の設置

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。



【 会議の風景 】

また、子ども・子育て会議の中に、専門部会として「基準検討部会」「子ども・子育て支援事業部会」を設置し、新制度における事業の認可基準や地域子ども・子育て支援事業の実施等について、具体的な検討を行い、計画策定に関する意見を頂きました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から 2,250 人、小学生児童（1～6年生）の保護者から 1,250 人、合計 3,500 人を無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間・方法

平成 25 年 10 月 7 日～平成 25 年 11 月 11 日

※回答期限については、当初期限 10 月 31 日から延長しました。

③ 回収状況

対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,250 通	1,359 通	60.4%
小学生児童の保護者	1,250 通	653 通	52.2%
合計	3,500 通	2,012 通	57.5%





(3) パブリックコメントの実施，市民説明会の開催等

① 「子育て支援に関するアンケート調査」を実施するにあたり，新制度への理解とアンケートへの協力を頂くため，市内の各幼稚園や保育所において，説明会を実施しました。

② 平成 26 年 7 月 26 日に「子ども・子育て支援新制度シンポジウム」を開催し，内閣府職員による基調講演やパネルディスカッションを通して，新制度の周知に努めるとともに，本市の今後の子育て支援の在り方について意見を頂きました。



【 子ども・子育て支援新制度シンポジウム 】

③ 計画内容について，市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために，平成 26 年 10 月 14 日から平成 26 年 11 月 13 日にかけて，「芦屋市子ども・子育て支援事業計画（芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画）【中間まとめ】」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに，市民説明会を開催しました。

【 市民説明会の開催状況 】

開催日時	場所
平成 26 年 10 月 15 日 13 時 30 分～14 時 30 分	保健福祉センター 多目的ホール
平成 26 年 10 月 18 日 10 時 00 分～11 時 00 分	岩園小学校 ラウンジ
平成 26 年 10 月 22 日 13 時 30 分～14 時 30 分	上宮川文化センター ホール
平成 26 年 10 月 25 日 10 時 00 分～11 時 00 分	精道小学校 ランチルーム
平成 26 年 10 月 28 日 13 時 30 分～14 時 30 分	潮芦屋交流センター 多目的ホール
平成 26 年 11 月 8 日 10 時 00 分～11 時 00 分	浜風小学校 会議室

(4) 行政機関の計画策定体制の整備

子ども・子育て支援対策の総合的，効果的な推進を図るため，市長を本部長，副市長を副本部長とし，関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」，子ども・健康部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会」を開催するとともに，関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら，全庁的な体制の下で計画策定を進めました。

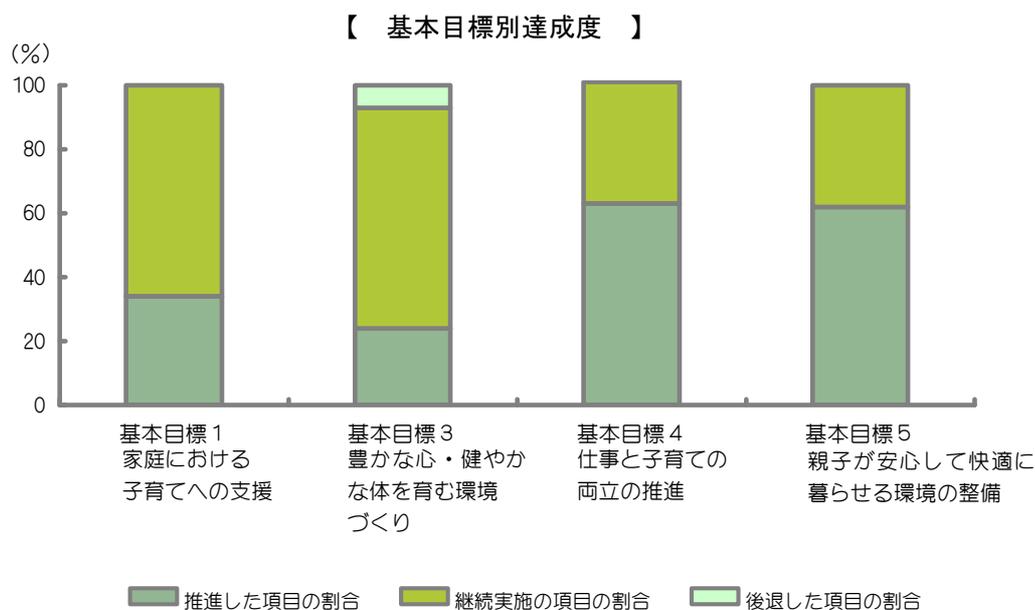
4 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価

本計画を策定するにあたり、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するために取り組んできた芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価を行うことで、その考え方や取組を子ども・子育て支援事業計画に包含し、今後の子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。

(1) 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞の評価・まとめ

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞では、5つの基本目標、21施策、322事業を推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と本市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞検証・総括で見ると、次のとおりです。



- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画, 芦屋市第2期障害福祉計画に包括

※【評価点数基準】 5：とてもよくできている（大いに前進） 4：そこそこできている（少し前進）
3：ふつう（以前と同じように継続実施） 2：あまりできていない（少し後退）
1：ほとんどできていない（大いに後退）

上記評価点数基準に基づき、1・2：「後退した項目」、3：「継続実施の項目」、4・5：「推進した項目」として、項目数で構成割合を表示。また、基本目標別にすべての点数を加算し、項目数で平均点数を算出しました。





基本目標1：「家庭における子育てへの支援」 (3.41点/5点満点)

- 方向性 (1) 多様な子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 子育て家庭への経済的支援

著しく推進したという項目はありませんが、全体として支援体制は緩やかに前進しました。事業等の周知方法にまだ検討の余地はあるものの、多様な形で周知・啓発活動を展開しており、一定の推進は評価できます。

利用しにくい事業や利用頻度が低い事業について、個々の点検を行い、いかに地域と連携し子育て支援を推進していくのが今後の検討課題です。

基本目標3：「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」 (3.14点/5点満点)

- 方向性 (1) 次代の親の育成
- (2) 家庭の教育力の向上
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 地域における子どもの居場所づくりの推進
- (5) 子どもの人権が尊重される取組の推進
- (6) 障害児施策の充実
- (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

相談事業、啓発、学習機会や居場所の確保等、推進できたかどうかの評価・検証が難しい内容が多く、他の基本目標と比較すると、評価点数と進捗率のどちらも低いという結果になっています。

今後も地域の中での公共施設等の活用を図り、関係団体との連携を深め、地域活動を通して、居場所づくりを推進し、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

また、今のまま継続することで成果が期待できる事業か、見直しが必要な事業かどうかを検討し、支援体制の強化に努める必要があります。

基本目標4：「仕事と子育ての両立の推進」 (3.75点/5点満点)

- 方向性 (1) 保育サービス等の推進
 (2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

全体的に前進している事業が多く見られます。

本市独自に設定した重点事業の1つ「保育サービス等の充実」が該当しており、一定の成果が得られています。しかし、事業の充実が更なるニーズを呼び込んでいることも否めず、通常保育事業における待機児童の解消等、本計画で引き続き対策を図っていく課題を残しています。

基本目標5：「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」 (3.77点/5点満点)

- 方向性 (1) 良好な居住環境の確保
 (2) 子どもにやさしい環境の整備
 (3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

平均評価点数が示すとおり、推進して充実している事業が多く見られます。

良好な居住環境の確保や、子どもにやさしい環境の整備、犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備等、この数年間において、行政、地域ともに力を注いできた施策とも言え、建設部局との継続した事業への取組が必要とされています。

環境の整備については今後も地域、関係機関との連携を充実させ、子育て世帯にとって安全安心な体制づくりに努める必要があります。

資料：平成25年4月実施 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>検証・総括を引用

【再掲】

- ・基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」については芦屋市健康増進・食育推進計画に包括
- ・基本目標3のうち、「障害児施策の充実」については芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画、芦屋市第2期障害福祉計画に包括





(2) 子ども・子育て支援事業計画に定められている事業と芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>の特定事業・重点事業の関連

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>で推進してきた重点事業，国が指定した特定事業は本計画に引き継がれます。

No	子ども・子育て支援事業計画に定められている事業	関連個別計画※1	特定／重点※2	芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>					
				事業No※3	事業名	策定時実績(平成21年度実績)	平成24年度実績	平成26年度目標	
1	教育・保育	次世代	特定・重点	212	通常保育事業	定員756人/日・11か所	定員846人/日・13か所	定員936人/日・13か所	
2	時間外保育事業	次世代	特定・重点	214	延長保育事業	定員125人/日・11か所	定員155人/日・13か所	定員155人/日・13か所	
3	放課後児童健全育成事業	次世代	特定・重点	222	放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン(クラブ型))	8か所10教室	8か所10教室 利用時間の延長	8か所10教室 利用時間の延長	
4	子育て短期支援事業	次世代	特定	3	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	6か所(市内は1か所)	6か所(市内は1か所)	7か所(市内は1か所)	
5	地域子育て支援拠点事業	次世代	特定	44	つどいの広場事業	ひろば型	1か所	1か所	1か所
					「むくむく」(地域子育て支援拠点事業)	センター型	0か所	1か所	1か所
6	一時預かり事業	次世代	特定・重点	5	一時預かり(一時保育)事業	4か所	5か所	6か所	
7	病児保育事業	次世代	特定・重点	216	病児・病後児保育事業	未実施	病後児：定員3人/日・1か所	病後児：定員3人/日・1か所	
8	子育て援助活動支援事業	次世代	特定・重点	2	ファミリー・サポート・センター事業	1か所：病後児預かりの試行実施	1か所：病後児預かりの試行実施	1か所：病後児預かりの本格実施	
9	妊婦健康診査	健康							
10	乳児家庭全戸訪問事業	健康							
11	養育支援訪問事業	次世代	重点	4	育児支援家庭訪問事業	実施	継続	継続	
12	その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	次世代		73	要保護児童対策地域協議会	実施(年5回)	充実(年5回、個別ケース検討会議57回)	継続	

- ※1 関連個別計画は，次世代：芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>，健康：芦屋市健康増進・食育推進計画を示しています。
- ※2 特定／重点は，特定：国が指定する特定事業，重点：本市が重点的に取り組むべき重点事業を示しています。
- ※3 事業Noは，芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における個別事業番号です。
- *「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については新規事業です。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編